

## 資料 2

### 研究評価委員会分科会の公開について

分科会は、「NEDO技術委員・技術委員会等規程」第2条第1項に基づき、原則公開とする。ただし、同条第2項に基づき、分科会長が必要と認める場合（※）、分科会を非公開とすることができます。

（※）知的財産権の保護の上で支障が生じると認められる場合、又は企業活動に影響を及ぼすおそれのある場合等

なお、運用として、下記の通りとする。

- (1) 配付資料及び議事録（記名）については原則として会議終了後1ヶ月以内に公開する。
- (2) 分科会全体を非公開とした場合は、その理由を明示した議事要旨を原則として分科会終了後1週間以内に公開する。
- (3) 傍聴については、委員会の運営に支障をきたさない範囲において、原則として認める。
- (4) 委員会開催日程については、事前に周知を図るものとする。
- (5) 公開される議事録、議事要旨には非公開部分は含まないものとする。